埼玉西部消防組合建設工事等の契約に係る入札参加停止等措置要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、埼玉西部消防組合（以下｢組合｣という。）が発注する建設工事等の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者、その使用人又は下請負人が虚偽記載、工事事故、粗雑工事、贈賄（法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあっては、法人の役員等がした贈賄をいう。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為、談合等を起こした場合における一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止（以下「入札参加停止」という。）等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　建設工事等　埼玉西部消防組合建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成２７年告示第１号）第１条及び埼玉西部消防組合物品等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成２７年告示第２号）第１条で定めるものをいう。

⑵　有資格業者　組合の競争入札に参加する資格を有する者をいう。

⑶　組合市　所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の５市をいう。

⑷　代表役員等　有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。

⑸　一般役員等　有資格業者である法人の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる者以外の者をいう。

⑹　使用人　有資格業者に雇用される者で前２号に掲げる者以外の者をいう。

（入札参加停止）

第３条　管理者は、有資格業者、その使用人又は下請負人がした行為が別表第１又は別表第２の措置要件の欄の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当したと認めるときは、その情状に応じて当該措置要件について別表第１及び別表第２に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者について、入札参加停止の措置を行うものとする。

２　管理者は、組合が発注する建設工事等において、別表第２第３号又は第４号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、当該有資格業者である個人若しくはその使用人又は当該有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が役員等となっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止を行うことができる。

３　組合が発注する建設工事等において、別表第２第５号の措置要件に該当し、入札参加停止を受けた有資格業者の使用人等（有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人をいう。）が、当該入札参加停止期間中又は入札参加停止期間満了後、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、この要綱の適用について当初から別表第２第４号の措置要件に該当し、入札参加停止を措置されたものとみなす。

４　管理者は、入札参加停止の措置を行ったときは、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止）

第４条　管理者は、前条第１項の規定により入札参加停止の措置を行う場合において、当該入札参加停止について、責めを負うべき有資格業者である下請負人（再委託の者も含む。以下同様とする。）があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

２　管理者は、前条第１項の規定により共同企業体について入札参加停止の措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

３　管理者は、前条第１項若しくは第２項又は前２項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

（入札参加停止の期間の特例）

第５条　有資格業者が１つの事案により別表第１及び別表第２の各号の措置要件の２つ以上に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに別表第１及び別表第２に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

２　有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、当該措置要件について別表第１及び別表第２に規定する短期の２倍の期間とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が１月に満たないときは、１.５倍の期間とする。

⑴　別表第２の第１号から第４号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後５年を経過するまでの間に、別表第２の第１号から第４号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、別表第１の各号又は別表第２の各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後２年を経過するまでの間に、それぞれ別表第１の各号又は別表第２の各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

⑶　埼玉西部消防組合建設工事等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２７年告示第１１号）の別表の各号の措置要件に係る入札参加除外の期間中又は当該期間の満了後５年を経過するまでの間に、別表第２の各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

３　管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表第１及び別表第２に規定する期間又は前２項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときには、別表第１及び別表第２又は前２項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間の短期を別表第１及び別表第２又は前２項の短期の２分の１の期間まで短縮することができる。

４　管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第１及び別表第２に規定する期間又は第１項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、別表第１及び別表第２又は第１項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間の長期を別表第１及び別表第２又は第１項の長期の２倍の期間（当該長期の２倍が３６月を超える場合は３６月）まで延長することができる。

５　管理者は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第１及び別表第２又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。

６　管理者は、入札参加停止期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、入札参加停止の期間中とみなして前項の規定を準用し入札参加停止期間を変更した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、さらに入札参加停止を行うことができる。

７　管理者は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第６条　管理者は、第３条第１項の規定により情状に応じて別表第１及び別表第２の各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法に違反する等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

⑴　談合情報を得た場合又は本組合の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第２第３号ア又は第４号アに該当したとき。

⑵　別表第２第３号又は第４号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

⑶　別表第２第３号に該当する有資格業者について、独占禁止法第７条の２第７項から第９項までの規定の適用があったとき。

⑷　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第３条第４項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第２第３号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

⑸　本組合又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６第１項。以下同じ。）又は談合（刑法第９６条の６第２項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第２第４号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（入札参加停止措置の承継）

第７条　管理者は、入札参加停止措置の対象となった有資格業者から合併等により営業を実質的に承継したと認められる有資格業者があるときは、当該営業を承継した有資格業者に対して入札参加停止措置を行うものとする。

（入札参加停止等の通知）

第８条　管理者は、第３条第１項若しくは第２項又は第４条各項の規定により入札参加停止の措置を行い、第５条第５項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第７項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ様式第１号、様式第２号又は様式第３号によりその旨を通知するものとする。ただし、管理者が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

２　管理者は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が組合の発注した建設工事等に関するものであるときは、改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第９条　管理者は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（下請負等の禁止）

第１０条　管理者は、建設工事等について、入札参加停止の期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

（警告）

第１１条　管理者は、別表第３に掲げる措置要件の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格業者について、文書により警告の措置を行うことができる。

（報告）

第１２条　管理者は、第３条第２項の措置を行おうとする場合は、当該有資格業者から、役員等の兼職について様式第４号により報告させるものとする。

（入札参加停止の公表）

第１３条　管理者は、第３条第１項若しくは第２項又は第４条各項の規定により入札参加停止を行ったときは、当該有資格業者名等について公表するものとする。第５条第５項の規定により入札参加停止の期間を変更したとき又は同条第７項の規定により入札参加停止を解除したときも同様とする。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

　この告示は、平成２７年９月１０日から施行する。

別表第１（第３条、第５条、第６条関係）

組合市内において起こした事故等に対する措置基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 措置要件 | 期間 |
| 虚偽記載 | ⑴　組合が発注する建設工事等に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から２月以上９月以内 |
| 粗雑工事等 | ⑵　組合と締結した契約に係る建設工事等（以下「組合発注工事等」という。）の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（が軽微であると認められるときを除く。）。 | 当該認定をした日から２月以上９月以内 |
| ⑶　組合市内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から２月以上５月以内 |
| 契約違反 | ⑷　第２号に掲げる場合のほか、組合発注工事等の施工等に当たり契約に違反し、かつ、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から２月以上６月以内 |
| 公衆損害事故 | ⑸　組合発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 | 当該認定をした日から１月以上９月以内 |
| ⑹　一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から１月以上６月以内 |
| 工事関係者事故 | ⑺　組合発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から２週間以上６月以内 |
| ⑻　一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から２週間以上３月以内 |

別表第２（第３条、第５条、第６条関係）

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 措置要件 | 期間 |
| 贈賄 | ⑴　次のア、イ又はウに掲げる者が組合の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。ア　代表役員等イ　一般役員等ウ　使用人 | 逮捕又は公訴を知った日から６月以上２４月以内逮捕又は公訴を知った日から４月以上２４月以内逮捕又は公訴を知った日から３月以上２４月以内 |
|  | ⑵　次のア、イ又はウに掲げる者が組合の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。ア　代表役員等イ　一般役員等 | 逮捕又は公訴を知った日から４月以上１８月以内逮捕又は公訴を知った日から３月以 |
|  | ウ　使用人 | 上１８月以内逮捕又は公訴を知った日から２月以上１８月以内 |
| 独占禁止法違反行為 | ⑶　次の場合において、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。ア　組合発注工事等イ　上記以外での場合 | 当該認定をした日から１２月以上３６月以内当該認定をした日から４月以上１８月以内 |
| 競売入札妨害又は談合 | ⑷　次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。ア　組合発注工事等イ　上記以外での場合 | 逮捕又は公訴を知った日から１２月以上３６月以内逮捕又は公訴を知った日から４月以上１８月以内 |
|  | ⑸　組合発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により、組合が刑事告発を行ったとき。 | 当該告発を行った日から１２月 |
| 建設業法違反 | ⑹　次の場合において、主任技術者の不設置、一括下請負、経営事項審査の虚偽申請、その他建設業法の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。ア　組合発注工事イ　組合市発注工事ウ　上記以外での場合 | 当該認定をした日から３月以上１２月以内当該認定をした日から２月以上１２月以内当該認定をした日から１月以上１２月以内 |
| 不正又は不誠実行為 | ⑺　別表第１の各号及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し、過積載、不正軽油の製造・使用、産業廃棄物の不法投棄、外国人の不法就労、その他不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から１月以上１２月以内 |
| ⑻　別表第１の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治４０年法律第４５号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から１月以上９月以内 |
| 報告義務違反 | ⑼　組合発注工事等において、契約の相手方が暴力団又は暴力団関係者から、不当介入や妨害等を受けた場合の管理者への報告義務に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から２週間以上２月以内 |
| 度重なる警告 | ⑽　別表第３の各号のいずれかに該当したことにより、第１１条の警告を３年間に２回以上受け、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。ア　別表第３第２号に該当する行為が含まれる場合イ　上記以外の場合 | 当該認定をした日から２月以上４月以内当該認定をした日から１月以上３月以内 |

別表第３（第１１条関係）

|  |
| --- |
| 措置要件 |
| ⑴　別表第１各号及び別表第２第１号から第９号までの措置要件に該当するが、入札参加停止の措置を行わない場合において、必要があると認められるとき。 |
| ⑵　代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、組合の職員に対して指名、元請業者等に対する指導・あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行ったとき。 |
| ⑶　組合発注工事等の施工等に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 |

様式第１号（第８条関係）

第　　　　号

年　 月　 日

　　　　　　　　様

埼玉西部消防組合管理者　　　　　　　　㊞

入札参加停止の決定について（通知）

建設工事等の契約に係る入札参加停止について、次のとおり決定したので通知します。

再度このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。

１ 入札参加停止期間

年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

２ 入札参加停止の理由

様式第２号（第８条関係）

第　　　　号

年　 月　 日

　　　　　　　　様

埼玉西部消防組合管理者　　　　　　　　㊞

入札参加停止期間の変更について（通知）

年　　　月　　　日付け　　第　　　　号で通知した入札参加停止の期間を次のとおり変更したので通知します。

１ 従前の入札参加停止期間

年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

２ 変更後の入札参加停止期間

　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

　３　変更の理由

様式第３号（第８条関係）

第　　　　号

年　 月　 日

　　　　　　　　様

埼玉西部消防組合管理者　　　　　　　　㊞

入札参加停止の解除について（通知）

年　　　月　　　日付け　　第　　　　号で通知した入札参加停止を解除したので通知します。

様式第４号（第１２条関係）

 年 　月 　日

（あて先）埼玉西部消防組合管理者

本店所在地

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名 　　　　　　　　　　　　㊞

役 員 等 兼 職 報 告 書

この度、下記事案につき発生した不詳事件に関連し、当社社員が役員等（使用人は除く。）として所属している会社関係を調査しましたので、その結果を関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

１ 不詳事件名

２ 調査対象社員（逮捕又は起訴された社員）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | （フリガナ）氏　　　名 | 生年月日 | 性別 | 住　　　所 |
|  |  |  |  |  |

３ 上記２の社員の所属会社情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （フリガナ）商号又は名称 | 所　　在　　地 | 役職名 |
|  |  |  |

※該当する所属会社が複数ある場合は、全て記入すること。

（添付書類）

● 商号登記簿謄本（報告会社自身と上記３記載の会社の謄本及び閉鎖謄本）